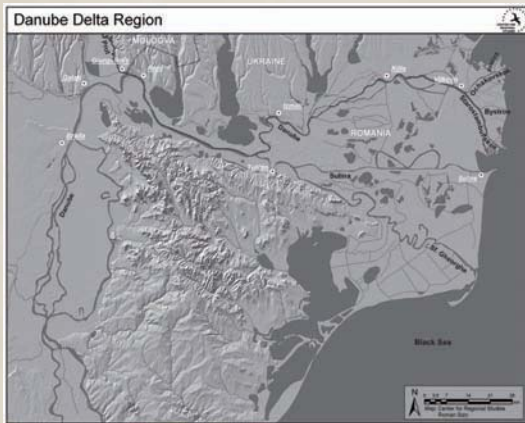


特集●北大は法学・政治学で未来を築く

多様な 国際社会で 対話するための 「ツール」 —国際法・国際環境法

各国の協力により
問題を解決し、
国際社会の共通利益を
実現する

国際環境法を簡単に言えば、いくつかの国や地域にまたがり、グローバルに広がる環境問題に対処するためのルールということになる。科学技術の発達と経済活動のグローバル化にともない生じてきた様々な環境問題を解決するために、近年になってその重要性は増すばかりだ。しかし、言語も政治体制も宗教も異なる多様な国際社会のなかで、共通のルールを定めたり、実際に適用していくことは非常に難しい。例えば、児矢野さんが研究しているテーマの一つに、ヨーロッパの国際河



ドナウ・デルタ地域 © Center for Regional Studies(Odessa,Ukraine)

川であるドナウ河の環境紛争のケースがある。ドナウ河流域では、ドナウ・デルタでウクライナが大型船舶の可航水路の開削工事を進めている。ところが、ドナウ・デルタを共有するルーマ

ニアが、その開発により環境被害を受ける恐れがあると訴えている。この環境紛争は、ウクライナとルーマニアという直接の当事国間だけでなく、ヨーロッパ全体や、ヨーロッパを超える諸国間でも議論されている。というのも、ドナウ・デルタには、湿地保護ラムサール条約の登録湿地があり、ユネスコ世界遺産条約やドナウ河保護条約も適用され、さらに、国際連合欧州経済委員会の越境環境アセスメント条約や環境に関する公衆参加オーストリア条約も、この工事に適用されるからだ。また、複数の条約がかかわるので、混乱を避けるために調整が必要なものもある。

このように、環境紛争を解決するためには、時には他の周辺国（さらには国際連合など国際機関）も含めた合意

や調整により対処していくことが必要になる。それに、国際社会には国内社会のように法の履行を強制する政府はなく、国際裁判所も国内裁判所のように強制管轄権をもたないため、国際法は国内法と違って強制力が弱い。だから、国家にどうやってルールを守らせていくかも大きな課題といえる。「環境問題が国際法で議論されるようになったのは二〇世紀半ばから。つまり、一七世紀以来の国際法の歴史から見ればごく最近のことなんです。環境問題は、その性質上、ひとつの国で収まらず他国や地球全体に広がることが多いため、各国が協力しないと解決できません。だから、そのために国際法も、国家間で衝突する利害を調整するといった古くからの消極的なあり方からもつと踏み込んで、共に直面



児矢野 マリ

Koyano Mari

公共政策学連携研究部教授



児矢野さんの著書『国際環境法における事前協議制度』（有信堂高文社）＝右＝、および共著『プラクティス国際法講義』（信山社）

する課題を解決する、つまり共通利益を実現するための積極的なツールとなつてきているんです」と、児矢野さんは語る。

対話の効用と限界を見極める

児矢野さんはさらに、「国際社会で国や地域の価値の多様性を認めながら、直面する問題に対処するためには、『対話』という柔軟い手法が有効な場合も多いです。どのようにして、何を法規範で規律すればよいのか。環境保護といっても、多元的な国際社会で、具体的に何を保護し、また何をどう規制するのか。そして、どうやってルールを守らせるのか。これらの問いに答



北大は法学・政治学で未来を築く

えのために、諸国や関係者間で対話が必要ですよ。では、どういう対話が、どの程度有効か。これが問題。だから、対話という手法の効用と限界を探ることで大きな課題です」と解説してくれた。これは、児矢野さんが長年取り組んできた研究テーマ「国際法における『協議』の意義」の根底にある問題意識である。

国内と国外は切り離せない

もう一つ、児矢野さんが指摘したのは、国際法は決して国際社会に「だけ」関係するのではなく、国内の法や社会ともつながりが深い、ということだ。これは、児矢野さんたちが最近始めた共同研究——「環境分野における国際法と国内法の相互連関」——につながる。

北海道の農業を考えると、農業自由化の問題は避けて通れない。WTO（世界貿易機関）の交渉を乗り切れば……ではすまない。国際的な背景や将来の動向なども見据えて、その先の対応を考える必要がある。漁業でも、ワシントン条約におけるクロマダゴロの規制が論議されたことは記憶に新しい。個々の国や地域の問題と国際問題は、私たちが考える以上につながりが深いわけだ。

また、環境問題の解決では、各国が条約の内容を国内の法体系に取り込んで規制をかけていくという、条約を国内で実施するプロセスも重要だ。そこでは、国内での複雑な利害関係の調整が必要になる。国内規制を行う省庁間の調整問題もある。例えば、有害廃棄物の国際取引を規制するバーゼル条約には、経済産業省と環境省が、また、ワシントン条約には、経済産業省、環境省、農林水産省がかかわる。京都議定書を受け、排出削減のために、原子力と風力や太陽光など自然エネルギーのいずれを重視するかというエネルギー問題も、利害調整が難しい。さらに、省庁間や業界団体などの立場の不一致から、国際交渉が難しくなることもある。国内と国外は連動して、切り離して考えることは難しい。

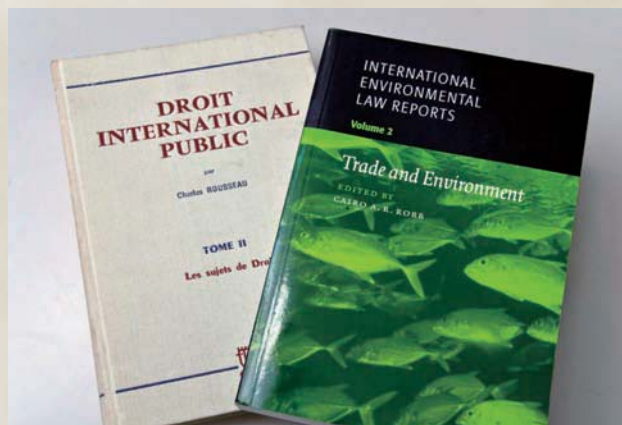
児矢野さんのお話を聞いてみると、

国際法や国際環境法は、グローバル化が進む現代社会に私たちが生きている以上、ごく普通に多くの場面で出会うものであることがよくわかる。児矢野さんは、「国際法を深く学んだ学生の就職先としては、例えば外務省や国際連合などの国際機関があります。でも、グローバル化した現代では、民間企業や地方自治体でも、国際法の知識は、現場の様々な場面で必要になってくると思います」と強調する。

「国際法は、言語も政治体制も宗教も多種多様な国際社会のなかで、共通の土俵で対話し、問題を解決していくための『ツール』（道具）なんです」と、児矢野さんは言う。「でも、国際社会でツールを使いこなすのはなかなか難しいんですけどね」と笑顔で付け加えた。

国際問題の解決は、政治的な駆け引きや国家間の力関係などに影響されることもあり、とても難しい。しかし、国際法や国際環境法を学ぶことは、この難しい問題とどう向き合い、どう解決するのかという「視点を養う」ことにもつながるのかもしれない。

この「難しい問題に向き合い解決するための視点」は、どんな分野の仕事をしていても、どんな社会で生活していても大切なものだろう。このようにして、国際法の素養は広い範囲で生きてくるものであり、国際法学は実は身近な学問分野なのだ、と、取材を通して感じることもできた。



フランスで定評のある国際法の教科書＝左＝と
貿易と環境との間の相克・調整問題に関する国際事例・判例集



正門横に掲げられている法律相談の看板

特集●北大は法学・政治学で未来を築く

現実社会から 法律を学ぶ

「法律相談室」の活動

北海道大学には、市民が無料で利用できる法律相談室がある。相談者に対応するのは法学部の学生たち。実社会でのさまざまな問題が持ち込まれるこの法律相談室で、学生たちは何を知り、学ぶのだろう。

北海道大学の正門横に掲げられた、「市民のための法律相談」の深緑色の案内看板。法学部の学生たちによって組織され一九六一年から続いている大学公認のサークル活動だ。市民からの土地問題や相続問題、労働問題などさまざまな法律上の相談を無料で受け付けている。その活動を紹介しよう。

相談に訪れた人との面談は個室で行われ、入室した誰もが安心して話せるようになっている。一組の相談者には三人のメンバーが対応する。面談後、相談者には少し待っていてもらい、その間にサークルの控室で担当の三人を中心に、メンバー全員で回答案を検討し、その日のうちに解決策を提示する。その後、毎週行われる顧問の教授や大学院生も出席する事例検討会で再検討し、その結果を電話で伝えるということだ。

法律相談室の活動からメンバーが得るものは何か、法学部三年生の相談室長に聞いた。「法学で学ぶことは、本と講義による抽象的な内容がほとんどです。そんな中で、法律相談室には『生きた事例』が持ち込まれます。現実には起きている法律問題について、対応する法律の条文を多角的に読み解き、自分の頭で考え、仲間と議論して解釈を探します。メンバーの間で意見が分かれることもあったり、決して簡単なことではありませんが、理論を具体的な事例に当てはめて実感できる貴重な学びの場です」と話してくれた。「相談にいらしたときにはとても暗い顔をしていた方が、少し笑顔になって帰られるときは本当に嬉しい」。



相談者への回答を検討する担当者たち。現実社会で起きているさまざまな問題に対して、法律を多角的に解釈することが求められる。

法律問題だけではなく、人の心に触れることもメンバーを育てている。法律を学ぶことで、自分自身の変化はあったのだろうか。「ニュースを興味深く見るようになったね。自分なりの法律解釈を探して事件やできごとを見るようになりました。僕自身は将来、社会の弱い立場の人を助けられるような法曹の現場で働きたいです」と夢を話してくれた。

社会の現場と真摯に向き合う学生たちが、今週末市民の来室を待っている。法律相談は、毎週土曜日一三時から一五時まで法学部一階で受け付けている(相談は無料・予約不要)。